

令和6年度 中小企業信用保証料補助事業(継続)

■事業内容

	補助内容<補助対象者>	補助率・限度額
一般枠	<p>■事業資金の借入の際、島根県信用保証協会に支払った保証料を助成 新規創業、設備投資に係る融資(積極的な事案)に対しては補助限度額を引上げるにより、市内商工業の活性化を支援する。 【対象となる融資】 ・島根県中小企業制度融資 ・小口追認保証制度「かなえ」 <対象:市内在住、かつ、市内で事業を営んでいる者></p>	<p>■補助率 10/10</p> <p>■補助限度額 (A)資金繰・運転資金に係る融資 10万円 (B)新規創業・設備投資に係る融資 20万円</p>
新型コロナウイルス対策枠	<p>■新型コロナウイルス感染症により売上等が減少している中小企業者等の方で、中小企業信用保険法第2条第5項(セーフティネット)4号・5号もしくは同法第2条第6項(危機関連保証)による市の認定を受け、島根県信用保証協会の保証の付いた対象となる融資を利用した際の保証料を助成。 【対象となる融資】 ・島根県中小企業制度融資 ・島根県信用保証協会が取扱う一般の保証融資(一部を除く。)</p>	<p>■補助率 10/10</p> <p>■補助限度額 (A)資金繰・運転資金に係る融資 20万円</p>